

四日市市告示第 335 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 4月19日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	削除区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	削除区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	山分19号線	山分町字山分116-1	6.6~47.6	22.6	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		大矢知町字北古川12	6.0~47.6	169.9	
		山分町字山分116-1 山分町字山分20-8	6.0~13.5	147.3	